

# 東京都立大学（学生課）で扱う経済支援制度



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY  
東京都立大学

入学料や授業料の納入が困難な場合は減額又は免除(以下「減免」という。)する国や都、大学独自の制度があります。  
また、各種奨学金の取扱いも行っており、在学中の学生生活のサポートを行っています。

## 【国制度】高等教育の修学支援新制度

(日本学生支援機構奨学金(給付)+入学料・授業料減免)

低所得世帯の学部生を対象として、日本学生支援機構による給付型奨学金と、授業料及び入学料の免除又は減額の二つの支援を柱とする国の制度です。

所得(年収の目安:380万円未満)、資産、学業成績等の要件を満たした学生が対象となります。入学料及び授業料について、給付型奨学金の支援区分が第Ⅰ区分の場合は全額免除となります。その他の支援区分については、区分に応じた金額が減額されます。(なお、授業料については、支援区分が第Ⅱ区分及び第Ⅲ区分に該当する場合でも、本学独自の追加支援により全額免除を行っています。)

さらに、2025年度から多子世帯(住民税上扶養する子どもが3名以上の世帯)に対する支援が拡充され、多子世帯の場合は所得にかかわらず入学料及び授業料が全額免除となります。ただし、支援区分が「多子世帯」の場合、給付型奨学金は支給されません。

なお、主たる家計支持者の失業、病気又は事故、死亡等により家計が急変した場合には、事由発生日から原則3か月以内であれば、随時申請することができます。

## 授業料減免制度

### 【東京都の制度】都内子育て世帯への授業料免除

東京都内の子育て世帯の授業料支援を目的として、学生の生計維持者(原則、父母)が東京都内に在住している場合、学生本人の申請に基づき、審査の上、授業料が全額免除される制度です。(授業料実質無償化)。

### 【東京都立大学の制度】経済的困窮者への授業料減免

経済的理由等により授業料の納付が困難な正規学生に対して、学生本人の申請に基づき、審査の上、授業料を全額免除又は半額減額し、学修機会を失うことのないよう支援する制度です(東京都外在住者も対象となります)。

### 【東京都立大学の制度】成績優秀な留学生への授業料減免

修学支援を目的として成績優秀な私費留学生(正規学生)に対して、学生本人の申請に基づき、審査の上、授業料を減額する制度です。

## 【東京都立大学】入学料減免制度

生活保護世帯、入学手続日以前1年以内において学資負担者の死亡及び天災・その他の災害等による家計急変等により、入学料の納付が困難な方に対して、本人の申請に基づき、審査の上、入学料を全額免除又は半額減額する制度です。

## 奨学金制度

### 【日本学生支援機構】奨学金(貸与)

人物・学力ともに優れ、かつ健康でありながら経済的理由等で修学に支障をきたす者が、申請に基づき、審査の上、奨学金が貸与されます。

奨学金には、利子の付かない第一種奨学金と、利子の付く第二種奨学金があります。

### 【東京都立大学の制度】東京都立大学梅山元彦記念奨学金制度 NEW

本奨学金は、東京都立大学都市環境学部都市基盤環境学科の故・梅山元彦教授とご遺族の寄附により設立されました。梅山教授は、家庭の事情で修学が困難になる学生の存在を深く憂慮し、その学修環境を支える重要性を強く認識されていました。この意思を受け、在籍期間中に家計支持者を亡くし経済的不安を抱える学部生に対し、学資金を給付し修学を支援します。

### 【東京都立大学の制度】東京都立大学大学院生支援奨学金

本学大学院において研究・学業に取り組んでいる学生に対し、経済的支援をするとともに、公立大学法人として優秀な人材を社会に輩出するために支給する給付型奨学金制度です。

### 【民間団体・地方公共団体】奨学金(給付・貸与)

日本学生支援機構以外にも民間団体や地方公共団体による奨学金があります。返還が必要な貸与型(無利子)、返還不要の給付型、条件、申請期間等もさまざまで、団体が選考を行います。申請方法も、事前に学内選考を必要とする場合と、大学を通して申請する場合と、学生が直接応募する場合があります。奨学団体により異なります。また、本学の同窓生等からの寄附金を財源とした給付奨学金もあります。学部2~4年次(外国人留学生を除く)で、修学意欲があるものの経済的理由で学業継続が困難な学生を対象としています。本奨学金は学内選考へのエントリーが必須です。

### 【問い合わせ先】東京都立大学管理部学生課



<https://gs.tmu.ac.jp/>



入学料・授業料減免分納担当 : [genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp](mailto:genmen-bunnou@jmj.tmu.ac.jp)  
日本学生支援機構奨学金担当 : [shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp](mailto:shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp)  
(修学支援新制度含む)  
民間等奨学金担当 : [shogakukin-tmu@jmj.tmu.ac.jp](mailto:shogakukin-tmu@jmj.tmu.ac.jp)



※上記の経済支援制度以外にも、私費留学生に対する支援は国際課、博士後期課程に対する支援は博士人材支援室で実施しています。詳細はHPを参照してください。

2026年3月現在

# 東京都立大学における授業料減免制度（2026年度）について

2026年3月時点

## 【国制度】高等教育の修学支援新制度(授業料等減免+給付型奨学金)

**対象者** 日本国籍の学部生  
(特別永住者及び永住許可者を含む)

**申請方法** 日本学生支援機構の給付奨学金に**申請する必要があります**。なお、この申請により、授業料等の減免申請も同時に行ったことになります。

**申請要件**

- ①住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯
- ②住民税上の扶養する子どもの数が3人以上の**多子世帯**(申請する学生本人が扶養されていること。)の**いずれかに該当したうえで**、学業成績等に係る基準、家計(資産)に係る基準、高等学校等卒業から入学までの期間、在留資格等に関する要件等を満たす必要があります。

年収モデルケース	1子・2子世帯		多子世帯		共通	
	支援区分	授業料・入学科	支援区分	授業料・入学科	給付奨学金(円/月額)	
~270万円	I	全額免除	I(多子)	全額免除	自宅	自宅外
~300万円	II	2/3 ※	II(多子)	全額免除	19,500	44,500
~380万円	III	1/3 ※	III(多子)	全額免除	9,800	22,300
~600万円	支援対象外	支援対象外	IV(多子)	全額免除	7,300	16,700
600万円~	支援対象外	支援対象外	多子世帯	全額免除	支援対象外	

※授業料について、第II・III区分の場合、本学独自の追加支援により**全額免除**となります。

## 本学独自の授業料減免制度

### 一般学生に対する授業料減免制度

#### 【経済的困窮者への授業料減免】

**対象者** 日本国籍の正規学生  
(特別永住者及び永住許可者を含む)

**所得要件**  
申請者の学生本人及びその生計維持者(原則、父母)のそれぞれについて、以下の算式により算出された減免額算定基準額の合計額が一定の基準に該当する場合に対象となります。  
なお、前期の申請では**前々年の所得**、後期の申請では**前年の所得**に基づく課税情報を用いて算出します。

減免額算定基準額 = 区市町村税所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 税額調整)

#### 支援内容

減免額算定基準額	年収目安	授業料減免
107,100円未満	約478万円未満	全額免除
107,100円以上191,100円未満	約478万円以上~約674万円未満	半額減額
191,100円以上	約674万円以上	対象外

年収目安は4人世帯をモデルにした概算であり家族構成等世帯の状況や各種税控除の適用を受けている場合等により審査結果は異なります。

⚠️ 進学に関する要件、住所要件はありません

**申請方法**  
(共通)

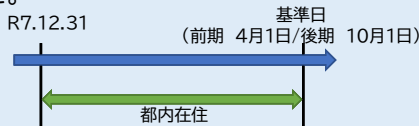
初回申請の方は、学生課HPより電子申請フォームにて申請のうえ、マイナンバー(学生本人及び生計維持者分)を提出してください(※3)。過去に本制度に申請しマイナンバーを提出された方は、2回目以降は電子申請フォームへの申請のみで、生計維持者の変更等がなければ、マイナンバーの再度の提出は不要です。

#### 【都内子育て世帯への授業料免除】

**対象者** 博士後期課程を除く日本国籍の正規学生  
(特別永住者及び永住許可者を含む)

#### 住所要件

学生の生計維持者(原則、父母)が、減免を受けようとする年度の前年度の12月31日以降、基準日(前期は4月1日、後期は10月1日)まで引き続き都内に住民票の住所を有すること【令和8年度の場合】



#### 進学に関する要件

【学部生】高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から東京都立大学に入学した日が**2年を経過していない者** 他

【学部生以外】大学等を卒業後、引き続いて博士前期課程等に進学した者で、進学した年度の前年度末年齢が24歳までの者

**支援内容** 全額免除

⚠️ 所得要件はありません

### 成績優秀な留学生への授業料減免(予定)

**対象者** 外国籍の私費留学生  
(特別永住者及び永住許可者を除く)

**支援内容** 半額減額

	成績要件	申請時期	申請方法
<b>在学学生</b> (2025年度以前に入学した学部生・大学院生)	成績評価判定の基準を満たすこと。	<b>2026年4月上旬</b> を予定 詳細は学生課HP及びkibacoolにより案内します。	
<b>2026年度入学生(大学院生)</b> ※在留資格「留学」であること	募集時に指定する対象成績を学業成績の評価点に換算し、評価点4.0以上、かつ、所属する研究科の推薦	<b>2026年7~9月頃</b> を予定 ※2026年度前期授業料は、 <b>納入が必要</b> となります。審査結果に応じて還付されます。	詳細は学生課HP及びkibacoolにより案内します。
<b>2026年度入学生(学部)</b> ※在留資格「留学」であること	募集時に指定する対象成績を学業成績の評価点に換算し、評価点4.0以上 他		東京都立大学私費外国人留学生学業奨励奨学金への申請を要する。

⚠️ 進学に関する要件、住所要件、所得要件はありません

### 2026年度一般学生における授業料減免・分納申請期間

**前期** 2026年2月2日(月) ~ 4月14日(火) 17時

**後期** 2026年7月1日(水) ~ 9月14日(月) 17時(予定)

- ※1 本学独自の授業料減免を希望される場合、原則として**前期・後期それぞれの学期で申請が必要**となります。**2026年度より、前期申請期間に前期分と後期分をまとめて手続きできる「前後期一括申請」を導入しました。**なお、申請された授業料減免については審査結果が通知されるまで、各期の授業料納入が猶予されます。
- ※2 東日本大震災、能登半島地震等**指定災害被災者に対する減免も実施しています。**
- ※3 本学では「都内子育て世帯に対する授業料免除制度」と「経済的困窮者に対する授業料減免制度」を一体的に運用しています。両制度の審査要件を確認するため、申請時に制度を選択することはございません。
- ※4 上記のほか**各種要件があり、審査を経て減免の対象**となります。詳細は本学学生課HPに掲載される**申請要項をご確認ください。**
- ※5 申請には本学の学修番号が必要です。